

第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務仕様書

1 業務名

第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務

2 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画」（以下「事業計画」という。）を策定するにあたって、現状と課題の整理、必要となる資料の作成、需要量の推計、目標量の設定、計画書の作成など、計画策定に必要な支援を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

(1) 本市の子ども・子育て支援事業の現状分析と課題整理等

令和5年度実施のアンケート調査結果及び第2期鳴門市子ども・子育て支援事業計画の取組状況等を整理し、本市の子ども・子育て施策に係る現状を分析し、その内容に基づき課題を抽出、整理する。

(2) 需要量の推計及び目標量の設定

- ① 本市の子どもの人口推移と将来人口予測。
- ② アンケート調査結果や過去のサービス利用実績、子どもの人口推計等を基に、各種事業の需要量の見込みを推計。
- ③ 国が示す手引き等に基づき、推計した需要量に対する目標事業量の設定と提供体制の確保方策の検討。

(3) 事業計画案の策定支援

前述(1)及び(2)の結果を反映し、事業計画の構成、内容、施策体系等の検討を行い、事業計画案を作成する。計画案は鳴門市児童福祉審議会の意見及び審議結果等に基づき、補修正する。なお、計画案の作成にあたっては、本市の諸計画との整合性に留意すること。

(4) 鳴門市児童福祉審議会の運営支援

鳴門市児童福祉審議会（令和6年度4回程度）の開催にあたり、資料作成、必要な助言、会議運営支援を行う。会議当日は担当者がオブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに議事録を作成し、討議結果をその後の作業に反映させる。

(5) パブリックコメントの実施支援

事業計画案に関して本市が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

(6) 計画書及び概要版のデータ作成

確定した事業計画の計画書及び概要版のデータを作成する。

(7) 情報の収集及び提供

子ども・子育て支援法や児童福祉法等関連法令と事業計画との整合性を図るため、関連法令の改正等の情報収集を行い、本市に提供する。また、他自治体の取組状況についても、必要に応じて情報提供する。

5 成果品

成果品については、次のデータを収めたCD-R又はDVD-Rとする。

- (1) 計画書 A4版、100頁程度 (Word形式及びPDF形式)
- (2) 計画書概要版 A4版、12頁程度 (Word形式及びPDF形式)
- (3) 計画策定支援のために作成した資料、報告書で本市が必要と認めるもの。

6 その他

- (1) 受託者は、本業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、本業務の一部の委託について、本市に確認の上、承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 業務遂行にあたり、個人情報の保護に関する法律等の法令を遵守し、業務上知り得た個人情報等秘密事項について、第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本業務における成果及び資料に関する著作権及び所有権はすべて本市に帰属するものとし、本市の許可なく外に利用、公表または貸与してはならない。
- (4) 受託者は担当課から申し出があった場合、担当課に出向き調整等を行うものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、その都度、本市と受託者双方の協議のうえ決定するものとする。